

6 ひとり親家庭への支援

生活支援・助成・手当

● 児童扶養手当

- 内容** ひとり親家庭で18歳の最初の3月31日を迎える日まで（障がいのある場合は20歳未満）の児童を監護している親又は養育者に手当を支給します。（所得制限あり）
支給月額：全部支給 46,690円、一部支給 46,680円～11,010円
※児童2人目からは上記に加算が付きます。

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424

● 児童年金 いわみ

- 内容** ひとり親家庭で義務教育修了前までの児童を養育する方に児童一人あたり月額2,000円が支給されます。（ただし、所得税非課税の方に限られます）

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424

● 災害遺児手当

- 内容** 災害、事故等により児童の養育者が死亡、重度障害となった義務教育修了前までの災害遺児に、一人あたり月額2,000円が支給されます。（ただし、所得税非課税の方に限られます）

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424

● ひとり親家庭児童入学支度金 いわみ

- 内容** ひとり親家庭の児童が小・中学校に入学および中学校を卒業された際に入学支度金を支給します。（ただし、所得税非課税の方に限られます）
小・中学校入学：1人あたり10,000円
中学校卒業：1人あたり30,000円

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424

● 特別医療費助成（ひとり親）

- 内容** ひとり親家庭の18歳未満のお子さまを養育している方の医療費を助成します。（所得税非課税世帯に限られます）
※ただし、以下の負担上限額までは病院でお支払いいただく必要があります。

【自己負担額】

通院・訪問看護：530円／日（1医療機関当たり月4日分まで 負担上限額 月2,120円）
入院：1,200円／日（ただし、低所得者世帯は負担上限 月15日分まで）

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

● ひとり親家庭支援医療費助成 いわみ

- 内容** 特別医療費助成制度のひとり親家庭の対象となる養育者の医療費を無償化します。

利用・手続 以下の必要なものをご持参のうえ、住民生活課でお手続きください。

①領収書 ②資格確認書等 ③特別医療受給者証 ④振込口座の分かるもの

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●日常生活支援事業

内 容 ひとり親家庭で一時的に病気や冠婚葬祭等で、日常の家事やお子さまの保育が困難となったときに、家庭生活支援員が家事や保育の支援を行います。
申込：事前の登録と利用時の申請が必要です。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●母子父子寡婦福祉資金貸付

内 容 ひとり親家庭や寡婦の生活安定と子どもの教育・福祉増進のため、低利又は無利子で各種資金を借りることができます。希望される方はお早めにご相談ください。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●母子父子家庭自立支援給付金

内 容 母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を促進するため、技術や資格の取得にかかった費用等の一部を助成する制度です。利用する際は、子ども未来課へ事前の相談が必要です。

○自立支援教育訓練給付金

医療事務等資格取得講座などに指定された教育訓練講座などを受講する場合に受講料の6割が助成されます。(所得制限あり)

○高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士、保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合であり、かつ就労（育児）と修業との両立が困難な場合に生活費の負担軽減を図るために給付金が支給されます。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●就業支援講習会

内 容 就労に有効な知識や技能を習得するために講習会を開催します。

申請・問合せ先 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 TEL0857-59-6344

●母子生活支援施設

内 容 配偶者のない女性、またはさまざまな事情のある女性が、18歳未満の子と一緒に入所して生活の安定と自立を図ることを目的とした施設です。指導員がさまざまな相談や支援を行っています。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●公営住宅優先入居

内 容 公営住宅ではひとり親世帯等を優先して入居者募集しています。

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

●税の軽減等

内 容 ひとり親家庭の方は基礎控除、扶養控除などのほかにひとり親控除の適用が受けられる場合があります。

申請・問合せ先 税務課 TEL0857-73-1413

●ひとり親家庭等情報提供事業

内 容 ひとり親家庭の支援施策等をホームページに掲載し、電子メールやLINEメッセージで配信しています。

○鳥取県ひとり親家庭等支援サイト⇒<https://www.tori-hitorioya.com/>

○ひとり親家庭等支援サイトメールマガジン：配信を希望する場合は、メールマガジンの登録を行ってください。

○LINE：配信を希望する場合は、友だち追加を行ってください。

申請・問合せ先 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 TEL0857-59-6344



LINE

●養育費にかかる公正証書等作成費助成事業

内 容 養育費の取り決めに要する経費のうち、以下の費用を全額補助します。

- ・公証人手数料及び用紙代など公証人役場に支払った費用・家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代・戸籍謄本等添付書類取得費用・連絡用郵便切手代

対 象 養育費の取り決めににかかる費用を負担した方など

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

ひとり親家庭への支援について相談したいときはP37へ

